

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿ビズタウンネット（Web サイト）のシステム構築及び運用の委託について
--------	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【事前報告】**

◇第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託、個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：地域文化部産業振興課）

担当係 産業振興係 担当者 伊藤 内線（3270）

## 事業の概要

事業名	新宿ビズタウンネット
担当課	産業振興課
目的	新宿に拠点を置く産業、また新宿がもつ魅力をインターネットの活用により、情報発信する力を高め、にぎわい・交流・活力のあるまち新宿の実現を目指す。
対象者	優良企業表彰受賞者等
事業内容	<p>外部サーバーにて運用する「新宿ビズタウンネット (Web サイト)」のシステム構築及び運用を委託する。</p> <p>「新宿ビズタウンネット」は、産業、文化、観光等の情報のほか、区内のイベントを撮影して動画の配信、また季節にあった特集記事を組むなど、魅力ある情報を随時配信できるようにする。</p>

別紙(その他の業務委託等)

- ◇1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)…事前報告
- ◇2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)…事前報告

件名 新宿ビズタウンネット (Web サイト) のシステム構築及び運用の委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	新宿ビズタウンネット
委託先	プロポーザルにて、業者を選定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理に係る対象者(WE Bサイトに掲載することについて同意した者に限る。) 優良企業表彰受賞者、産業振興フォーラム<sup>※</sup> 初社、その他産業、文化及び観光に関し掲載することについて同意した者に限る。</li> <li>・処理させる個人情報 氏名、連絡先、個人が特定できる写真又は動画</li> </ul>
委託理由	現在の産業、文化及び観光のホームページは区の職員が作成したもので、その内容は区の施設紹介にとどまっており、更新度も低く、情報発信力に欠けている。また、職員がホームページを作成するには技術的に限界があるため。
委託の内容	外部サーバーにて運用する「新宿ビズタウンネット (Web サイト)」のシステム構築及び運用について委託する。また、特集記事として、企業、イベント等の情報の取材・編集を併せて委託する。
委託の開始時期及び期限	平成20年9月以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱う者をあらかじめ指定する</li> <li>2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。</li> <li>3 サーバー室への立入制限等のセキュリティを図り、操作権限者をパスワード等により制限する。</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。